

新型コロナウイルス感染症対策 各種支援一覧

事業者様向け

- | |
|--|
| ① 飲食業者等緊急対策支援金 ※終了しました |
| ✓ 飲食業者等の事業継続を応援するため、支援金を支給します |
| ② 地域企業経営継続支援事業費補助金 |
| ✓ 売上が減少した町内中小事業者を対象に家賃を補助します |
| ③ 地域企業感染症対策支援事業費補助金 ※終了しました |
| ✓ 町内中小事業者が実施する消毒液など衛生資材や検温機材等購入に対し、上限5万円を助成します |
| ④ 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 |
| ✓ 売上が減少した町内中小事業者を対象に低金利で貸付が行われます |
| ⑤ 持続化給付金 |
| ✓ 特に大きな影響を受ける事業者に対して事業全般に広く使える給付金を支給します |
| ⑥ 雇用調整助成金の特例措置 |
| ✓ 雇用の維持を図るための休業に要した費用を助成します |
| ⑦ 雇用調整助成金等申請費補助金 |
| ✓ 国などに対して申請する「雇用調整助成金」等の申請費用を上限15万円を助成します |
| ⑧ 緊急雇用対策支援金 ※終了しました |
| ✓ 新型コロナ感染症を原因とする離職者や廃業者等を常用雇用した町内事業主に一人あたり10万円を支給します |
| ⑨ セーフティネット保証4号の指定 |
| ✓ 一般保証とは別枠で保証の利用申込ができます |
| ⑩ セーフティネット保証5号の対象業種の指定 |
| ✓ 一般保証とは別枠で保証の利用申込ができます |
| ⑪ 危機関連保証 |
| ✓ セーフティネット保証等の保証限度額とは別枠の保証が利用可能になります |
| ⑫ 小規模事業者持続化補助金（一般型） |
| ✓ 経営計画を策定して取り組む販路開拓等の費用を国が補助します |
| ⑬ 小学校休業等対応助成金 ※労働者を雇用する事業主 |
| ✓ 小学校等が臨時休業等した場合等に、保護者である労働者に有給休暇を取得させた企業を助成します |
| ⑭ 小学校休業等対応助成金 ※委託を受けて個人で仕事する方向け |
| ✓ 小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します |
| ⑮ 水道料金等の支払期限の延長 ※終了しました |
| ✓ 水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方について、お支払い期限を延長します |
| ⑯ 地方税の徴収猶予（特例） ※終了しました |
| ✓ 地方税の納入が困難になった方について、地方税の徴収を猶予します |
| ⑰ 固定資産税の減免（特例） ※終了しました |
| ✓ 中小事業者の方が所有する固定資産税について収入が減少した場合、令和3年度固定資産税の税額の減免を受けることができます。 |
| ⑱ 事業者等緊急対策支援金 ※終了しました |
| ✓ 経済的な影響を受けている法人及び個人の事業者を対象に、事業継続の下支えするため緊急対策として支援金を支給します。 |

⑱軽米秋まつり緊急対策支援金 ※終了しました

- ✓開催が中止となった軽米秋まつりについて、参加団体の活動収入が無くなったことで今後の継続的な活動が困難となっているため、団体を対象に支援金を給付します。

⑳肥育経営生産基盤強化緊急支援事業

- ✓県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援（1頭当たり上限1万円）

㉑肉用子牛生産者補給金制度

- ✓肉用子牛の価格が低落し、保証基準額を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定等を図ります。

㉒優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

- ✓家畜市場における肉用子牛の取引平均価格が発動基準を下回った場合に、経営改善を図る肉用子牛生産者に奨励金を交付します。

㉓肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

- ✓標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付します

㉔肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

- ✓家畜市場における肉用子牛の出荷調整のため、やむを得ず計画出荷を行う肉用子牛生産者に対する助成します。

㉕肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

- ✓優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や肥育牛の出荷調整の影響を受けてやむを得ず出荷延期を行う取組を支援します。

㉖新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業

- ✓新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営等を継続するため、代替要員の派遣、農場等清浄化の取組等を支援します。

㉗高収益作物次期作支援交付金

- ✓新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等について、次期作における資材や機械の導入、HPの環境整備等の生産活動等に対する支援します。

㉘公共施設等における花きの活用拡大支援事業

- ✓公共施設等における花きの活用支援、メディア・SNS等を活用した情報発信等に係る費用を助成します。（定額・苗1/2）

㉙輸出原木保管等緊急支援事業

- ✓一時保管場所に滞留している輸出や国内工場向け原木の保管費用等を支援します。

㉚大径原木加工施設整備緊急対策

- ✓行き場のなくなった大径原木を有効活用する加工施設の整備を図る取組みを支援します。

㉛農業労働力確保緊急支援事業

- ✓人手不足解消と農業生産維持のため代替人材の確保・育成等に係る費用を助成します。

㉜経営継続補助金

- ✓農林漁業者の経営継続を図るため、機械・設備の導入や人手不足解消の取組みを支援します。

㉝運輸事業者等運行支援緊急対策支援金

- ✓燃料費高騰の影響を受けている運輸、タクシー、バス事業者等の運行を支援します。

②地域企業経営継続支援事業費補助金

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

■ 売上が減少した町内中小事業者を対象に、家賃を補助します

対象となる方	<ul style="list-style-type: none">● 次の要件を全て満たす方① 町に店舗を有する法人又は個人② 中小企業基本法において、中小企業者として定義される方③ <u>小売業、飲食業、宿泊業又はサービス業を営む方</u>④ 令和2年4月から令和2年9月の間のいずれか一月の売上が前年同月比で50%以上減少している方又は申請した月に休業した者で、申請月の売上が前年同月比で50%以上減少することが見込まれる方、又は令和2年4月から令和2年9月の間のいずれかの連続する三月の売上の合計が、前年同期と比較して30%以上減少している方
補助金の額	令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間の連続する3か月以内の家賃補助率1/2以内 1月あたりの上限は10万円（最大30万円）
申請の方法	<ul style="list-style-type: none">● 地域企業経営継続支援事業補助金交付申請書により役場窓口へ申請● 添付書類<ul style="list-style-type: none">・ 家賃が確認できる書類・ 減少を比較する月の売上と前年同月の売上が分かる書類・ 申請日時点で軽米町内において事業を行っていたことが分かる書類・ 申請月に休業した場合は、休業したことを証明する書類・ 振込先口座の通帳の写し● 受付期限 令和2年11月2日まで <p>※ 様式は町ホームページでもダウンロードできます。</p>
給付開始日	現在受付中。申請事業が完了次第給付いたします。
問合せ先	軽米町役場 産業振興課 商工担当 (TEL : 0195-46-4746)

④岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

【事業者様向け】

概要 [一覧に戻る](#)

■ 売上が減少した町内中小事業者を対象に低金利で貸付が行われます

対象となる方	<p>● 次の要件をどちらも満たす方</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては売上残高等）が前年同月比で<u>15%以上減少している方</u></p> <p>② ①の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で<u>15%以上減少することが見込まれる方</u></p> <p>※ 貸付金の申込みにあたっては売上高等が減少していることについて町が発行する認定書（危機関連保証）の添付が必要です。</p>
--------	--

融資条件	資金使途	設備資金、運転資金
	融資限度額	8千万円以内
	融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
	融資利率	固定金利：年1.4%以内 変動金利：年1.2%以内 ※融資実行後、融資を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分が変動
	保証料率	年0.4%
	担保	金融機関の所定の条件
	保証人	原則として法人における代表者を除き不要

申請の方法	<p>取扱金融機関にお申込みください</p> <p>普通銀行、信用金庫、新岩手農業協同組合等</p>	お問合せ先	<p>岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当 (TEL：019-629-5549)</p> <p>軽米町役場産業振興課 商工担当 (TEL：0195-46-4746)</p>
-------	--	-------	---

⑤持続化給付金

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します

対象となる方	<p>・次の要件をどちらも満たす方</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方</p> <p>② 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても対象となります</p>
給付額	<p>・法人:200万円以内、個人事業者:100万円以内(※昨年1年間の売上から減少分が上限です)</p> <p>【売上減少分の計算方法】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比A50%の売上x12か月)</p>
売上減少分の対象期間	2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方が選択します
申請に必要な情報	<p>・通帳の写し(法人:法人名義、個人事業主:個人名義)に加え、次のものをご用意ください</p> <p>【法人の方】</p> <p>①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等</p> <p>【個人事業主の方】</p> <p>①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等</p>
申請方法	Web上で申請する
お問合せ先	<p>持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570</p> <p>【受付時間】 8:30~19:00</p>

⑥雇用調整助成金の特例措置

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業に要した費用を助成します

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
主な条件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合
助成率	【通常の場合】 ・中小企業:4/5、大企業:2/3 【特例措置に該当する場合】 国からの助成 中小企業:10/10、大企業:3/4 ※特例措置に該当するためには雇用を継続等の条件があります。
支給限度日数	特例措置に該当する場合は令和2年4月1日から12月31日の期間 ※1 特例措置に該当する場合は100日の制限がなくなります。 ※2 特例措置に該当するためには雇用を継続等の条件があります。
特例措置の内容	支給要件を緩和し、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主がこの助成金を受給出来るようになりました
お問合せ先	【国からの助成】二戸公共職業安定所（ハローワーク） (TEL : 0195-23-3341)

⑦雇用調整助成金等申請費補助金

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の「雇用調整助成金」等の申請費用を上限15万円として補助します。

対象となる方	①新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた町内に主たる事業所を置く中小企業の事業主及び個人事業主の方 ②町内に住所を有し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を申請した方
補助対象費用	「雇用調整助成金」、「持続化給付金」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」等の申請の際に要する社会保険労務士・税理士等への事務手数料（相談、申請書作成指導料など） ※雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、令和2年4月1日から令和2年9月30日まで新型コロナウイルス感染症特例措置の対象期間の間に実施した従業員の休業に対する助成金の申請費用
補助額	・上限15万円 ※上限に達するまで何度でも申請できます
申請期間	令和3年2月15日（月）まで
申請書類	・雇用調整助成金等の申請後に下記書類を提出してください。 ①軽米町雇用調整助成金等申請費補助金交付申請書兼実績報告書 ②各種助成事業の支給申請書の支給申請書の写し（受領印が押印済みのもの） ※オンライン申請の場合は、当該申請に係る受付通知書を印刷したもの ③社会保険労務士へ支払った代行報酬に係る請求書及び領収書その他支出を証する書類 ※必要に応じて追加の資料提出を求める場合もあります。 ・交付決定後、補助金の請求時提出いただく書類 ①雇用調整助成金等申請費補助金交付請求書 ②振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1.2ページ目） 申請書類は町民生活課窓口にて備えてあります。
	軽米町役場 町民生活課 町民生活担当 (TEL : 0195-46-4734)

⑨セーフティネット保証4号の指定

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証とは別枠で、保証の利用申込ができます。利用には、町が発行する認定書が必要です

対象となる方	・次の要件を全て満たす方 ① 軽米町において1年以上継続して事業を行っていること ② 新型コロナウイルス感染症による影響に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少している方 ③ ②の後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれる方
保証の内容	信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証します
認定に必要な書類	①認定申請書(2部、押印)、②法人にあっては法人謄本又は抄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
利用の方法	対象となる中小企業の方は、金融機関へご相談ください
利用上の注意	認定書の有効期限は発行日から起算して30日間 ※ただし、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする
お問合せ先	軽米町役場産業振興課 商工観光担当 (TEL : 0195-46-4746)

⑩セーフティネット保証5号の対象業種の指定

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証とは別枠で、保証の利用申込ができます。利用には、町が発行する認定書が必要です

対象となる方	・次のいずれかの要件を満たすことについて、市の認定を受けた中小企業者 ① 売上減少 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少の中小企業者 ② 原油価格高騰 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁出来ていない中小企業者
保証の内容	信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証します
認定に必要な書類	①認定申請書(2部、押印)、②法人にあっては法人謄本又は抄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
利用の方法	対象となる中小企業の方は、金融機関へご相談ください
利用上の注意	認定書の有効期限は発行日から起算して30日間 ※ただし、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする
お問合せ先	認定書の手続きについては 軽米町役場産業振興課 商工観光担当 (TEL : 0195-46-4746)

⑪危機関連保証

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 通常の保証限度額及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠の保証が利用可能となります。利用には、町が発行する認定書が必要です

対象となる方	・次のどちらも満たす方 ① 新型コロナウイルス感染症による影響に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比べて15%以上減少している方 ② ①の後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期と比べて15%以上減少することが見込まれる方
保証の内容	信用保証協会が、通常の保証限度額(2.8億円)及びセーフティネット保証の保証限度額(2.8億円)とは別枠(2.8億円)で借入債務の100%を保証します
認定に必要な書類	①認定申請書(2部、押印)、②法人にあっては法人謄本又は抄本(発行日が3か月以内のもの)、個人にあっては直近の確定申告書の写し、③認定要件を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表、売上台帳など)、④委任状(金融機関が認定業務を代行する場合のみ)
利用の方法	対象となる中小企業の方は、金融機関へご相談ください
利用上の注意	認定書の有効期限は発行日から起算して30日間 ※ただし、令和2年3月13日から7月31日までに認定を取得した中小企業者については、その認定の終期を令和2年8月31日までとする
お問合せ先	認定書の手続きについては 軽米町役場産業振興課 商工観光担当 (TEL : 0195-46-4746)

⑫小規模事業者持続化補助金（一般型）

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

■ 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む、販路開拓等の費用を国が補助します

<p>小規模事業者とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数: 5人以下 ・ サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数: 20人以下 ・ 製造業その他 常時使用する従業員の数: 20人以下 <p>※ 補助対象者について、詳しくは日本商工会議所のHPでご確認ください</p> <p style="text-align: center;">https://ri.iizokukahoiokin.info/</p>
<p>補助の内容</p>	<p>審査で採択された場合、原則50万円を上限(補助率2/3)に国から補助されま す</p>
<p>留意事項</p>	<p>軽米町商工会が発行する書類を添付する必要があります。</p>
<p>加点要件</p>	<p>・ 次の要件を満たせば、採択審査時に加点措置が受けられます</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（従業員等の罹患による直接的な影響、感染症に起因した売上減少による間接的な影響）を受けながらも販路開拓に取り組む事業者 ② 賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者 ③ 代表者が満60歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者 ④ 生産性の向上（経営力強化）の取り組みを行っている事業者 ⑤ 地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者 ⑥ 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者
<p>お問合せ先</p>	<p style="text-align: center;">軽米町商工会 (TEL : 0195-46-2711)</p>

⑬小学校休業等対応助成金 ※労働者を雇用する事業主

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に有給休暇を取得させた企業を助成します

対象となる方	<p>・次のいずれかの子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主の方</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(初に通う子ども※小学校等:小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等</p> <p>② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども</p>
助成内容	<p>・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金総額×10/10 ※ 支給上限額は1日あたり8,330円 ※ 大企業、中小企業ともに同様です</p>
適用日	<p>・令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇 ※春休み等、学校が開校する予定のなかった日は除きます</p>
申請期間	<p>令和2年3月18日～9月30日まで</p>
お問合せ先	<p>学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (9:00～21:00) (TEL:0120-60-3999)</p>

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します

対象となる方	・次のいずれかの子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主の方 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(初に通う子ども※小学校等:小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等 ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども		
対象となる要件	・次の要件を全て満たす必要があります ① 個人で就業する予定であった場合 ② 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託等を締結していること ③ 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合		
助成内容	就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額)		
適用日	令和2年2月27日～6月30日	申請期間	令和2年3月18日～9月30日まで
お問合せ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (9:00～21:00) (TEL 0120-60-3999)		

概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う消費需要の減少により枝肉価格が低迷し、肉用牛肥育農家の経営悪化が懸念されるため、意欲ある肉用牛肥育農家の肥育素牛導入を緊急的に支援し、肉用牛生産基盤の維持、強化を推進します。

対象となる方	県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入した、県内の肉用牛農家
内容	県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援（1頭当たり上限1万円）
申請期限	
お問合せ先	<p style="text-align: center;">岩手県畜産課振興・衛生担当 (TEL : 019-629-5722)</p>

②1 肉用子牛生産者補給金制度

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 肉用子牛の価格が低落し、保証基準額を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定等を図ります。

対象となる方	肉用子牛生産者
内容	肉用子牛の価格が低落し、保証基準額を下回った場合に、生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定等を図る。
申請期限	
お問合せ先	公益社団法人 岩手県農畜産物安定基金協会 (TEL : 019-626-8141)

■ 肉用子牛の飼養頭数を維持するため、家畜市場における肉用子牛の取引平均価格が発動基準を下回った場合に、経営改善を図る肉用子牛生産者に奨励金を交付します。

対象となる方	肉用子牛生産者
内容	黒毛和種の生産基盤の維持・強化を図るため、畜舎の環境改善や疾病の防止等の、経営改善に取り組む生産者に対し補助（肉用子牛の全国平均価格が60万円を下回った場合：期間内に出荷した子牛1頭当たり1万円、57万円を下回った場合：期間内に出荷した子牛1頭当たり3万円）
申請期限	
お問合せ先	公益社団法人 岩手県農畜産物安定基金協会 (TEL : 019-626-8141)

②③肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 畜産経営の安定に関する法律に基づく法律制度で、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・都道府県域を範囲とする民間団体・肥育牛生産者
内容	肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と機構の補助により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の9割を補てん、経営の安定を図る。
申請期限	
お問合せ先	一般社団法人 岩手県畜産協会 (TEL : 019-694-1300)

②4 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 肥育牛の計画出荷の影響を受けて、家畜市場における肉用子牛の出荷調整のため、やむを得ず計画出荷を行う肉用子牛生産者に対する助成（肉専用種1頭当たり550円/日、乳用種1頭当たり500円/日）

対象となる方	肉用子牛生産者
内容	家畜市場における肉用子牛の出荷調整のため、やむを得ず計画出荷を行う肉用子牛生産者に対する助成（肉専用種1頭当たり550円/日、乳用種1頭当たり500円/日）
申請期限	
お問合せ先	一般社団法人 岩手県畜産協会 (TEL : 019-694-1300)

概要

[一覧に戻る](#)

- 優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や肥育牛の出荷調整の影響を受けてやむを得ず出荷延期を行う取組を支援します。

対象となる方	肥育牛生産者
内容	優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組や出荷延期に伴う掛かり増し経費等を支援。（出荷頭数1頭当たり上限2万円）
申請期限	
お問合せ先	一般社団法人 岩手県畜産協会 (TEL : 019-694-1300)

②6 新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営等を継続するため、代替要員の派遣、農場等清浄化の取組等を支援します。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・ 畜産経営者・ 飼料生産組織
内容	新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営の継続を支援するための事業に対し補助（代替要員1人1日当たり上限14千円～16千円の経費、家畜等の緊急避難等の支援の経費、農場等清浄化支援に要する経費の助成）
申請期限	
お問合せ先	一般社団法人 岩手県畜産協会 (TEL : 019-694-1300)

②7 高収益作物次期作支援交付金

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染症の影響による需要の減少等の影響を受けた野菜・花き・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

対象となる方	令和2年2～4月に（野菜・花き・果樹等）について出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者で、収入保険・農業共済等へ加入していること又は加入を検討していること。
内容	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等について、次期作における資材や機械の導入、HPの環境整備等の生産活動等に対する支援。（次期作支援：2.2～5.5万円/10a）
申請期限	
お問合せ先	産業振興課農林振興担当 (TEL：0195-46-4740)

概要

[一覧に戻る](#)

■ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内消費が減退している花きについて、公共施設等における花きの活用を拡大する取組を支援します。

<p>対象となる方</p>	<p>花き産業関係者 (事業の実施主体は地域推進協議会等)</p>
<p>内容</p>	<p>日常生活での花きの定着と海外需要喚起による輸出拡大を目指し、公共施設等における花きの活用支援、メディア・SNS等を活用した情報発信等に係る費用助成。(定額・苗1/2)</p>
<p>申請期限</p>	
<p>お問合せ先</p>	<p>岩手県 農産園芸課 (TEL : 019-629-5707)</p>

②9輸出原木保管等緊急支援事業

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時保管場所に滞留している原木の保管費用等を支援します。

対象となる方	林業経営体等
内容	一時保管場所に滞留している輸出や国内工場向け原木の保管費用や、一時的な保管場所を利用するための運搬経費、借地料、長期保管が必要となったために発生する防腐処理費用等の掛かり増し費用を支援。
申請期限	
お問合せ先	岩手県木材産業協同組合 (TEL : 019-624-2141)

③⑩大径原木加工施設整備緊急対策

【事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、行き場のなくなった大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援します。

対象となる方	木材関連事業者等
内容	行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するため、大径原木に対応した自動選別機、バーカー（剥皮装置）、加工施設の整備を図る取組みを支援。
申請期限	
お問合せ先	岩手県農林水産部林業振興課 (TEL : 019-629-5774)

概要

[一覧に戻る](#)

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体を支援します。

対象となる方	外国人技能実習生を受け入れられず人手不足になっている農業経営体（個人・法人・非法人）、販売農家等
内容	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足解消と農業生産維持のため代替人材の確保・育成等に係る費用の助成を行う。（代替人材確保のための掛かり増し経費、代替人材育成のための研修費用等）
申請期限	
お問合せ先	<p style="text-align: center;">岩手県 農業振興課（TEL：019-629-5642） 全国農業会議所コールセンター（TEL：0120-150-055）</p>

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体を支援します。

<p>対象となる方</p>	<p>外国人技能実習生を受け入れられず人手不足になっている農業経営体（個人・法人・非法人）、販売農家等</p>
<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足解消と農業生産維持のため代替人材の確保・育成等に係る費用の助成を行う。（代替人材確保のための掛かり増し経費、代替人材育成のための研修費用等）</p>
<p>申請期限</p>	
<p>お問合せ先</p>	<p>岩手県 農業振興課（TEL：019-629-5642） 全国農業会議所コールセンター（TEL：0120-150-055）</p>

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組みを総合的に支援することで、農林漁業者の経営の継続を図ります。

対象となる方	本補助金交付要綱に則した経営計画を作成し、支援機関からの確認書を発行してもらった農林漁業を営む法人グループ（常時従業員数20人以下の法人グループ）又は個人。
補助金	補助率3/4（補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した接触機会を減らす生産等への転換に充てる必要あり） 法人グループ：上限1,500万円。個人：上限150万円。
注意点	本事業は給付金ではなく、一定の行為に対して補助するもので自己負担が発生します。詳細は補助要綱等を参照のこと。
その他の情報	補助の対象となる経費の概要 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費である事。 令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払いが完了した経費である事。 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費である事。など
申請方法	支援機関（農協・森組等）に相談。農林水産省ホームページ等Web上で支援機関は公表されます。
お問合せ先	

③③ 運輸事業者等運行支援緊急対策支援金

【町内事業者様向け】

概要

[一覧に戻る](#)

- コロナ禍において、燃料費高騰の影響を受けている運輸、タクシー、バス事業者等の運行を支援します。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none">● 軽米町内の運輸・タクシー・バス等事業者のうち、岩手県が実施する、下記交付金等の交付決定を受けた者<ul style="list-style-type: none">(1) 運輸事業者運行支援緊急対策費(2) タクシー事業者運行支援緊急対策交付金(3) 貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金
給付額	<ul style="list-style-type: none">● 県補助金と同額。対象車両は県補助金の対象となった車両<ul style="list-style-type: none">(1) トラック等：1台あたり23,000円(2) タクシー：1台あたり10,000円(3) 貸切バス：1台あたり40,000円
申請方法	<ul style="list-style-type: none">● 運輸事業者等運行支援緊急対策支援金交付申請書により役場窓口へ申請● 添付書類<ul style="list-style-type: none">① 県補助金の受給を証する書類の写し (県補助金の交付決定通知書の写し及び申請車両の内訳書等)② 受取口座通帳の写し③ 代表者の公的身分証明書の写し● 申請期限 令和5年3月10日
給付開始日	現在受付中
お問合せ先	軽米町役場 産業振興課 商工担当 (TEL : 0195-46-4746)